

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 34番 長谷川 たかこ 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行政区分	質問の要旨
<p>1 総務行政</p>	<p><b>【足立区公契約条例の実効性について】</b></p> <p><b>1 足立区公契約条例の実効性を問う</b></p> <p>足立区公契約条例が施行されて11年が経過した。施行当時、足立区では、“条例は小さく産んで大きく育てる”という表現を用いて、最初は小さな規模から初めて、少しずつ大きく発展させることを掲げていた。現場で働く方々はこの条例がスタートしたことで、適正な技能には、適正な賃金を得られると期待を膨らませていた。</p> <p>区は令和7年4月1日から公契約条例の適用範囲について、工事請負契約は予定価格が1億8千万円以上から1億円以上、業務委託契約は適用業務の拡大、指定管理協定はすべての施設にそれぞれ拡大し、改正後は、条例の施行状況について検証し、労働・雇用環境の変化に応じた見直しを概ね4年ごとに実施していくとの見解を示している。</p> <p>公契約条例の目的の1つに、作業に従事する労働者の労働環境の整備を図り、区民の生活向上と、地域経済の活性化を目指すとしている。つまり、適正な技能には、それに見合った報酬を得られると解釈される。その理念の実効性を高めることは急務である。</p> <p>足立区内の建設労働組合では、条例が施行して以降、毎月、適用現場に出向き、労働者から労働環境のヒアリング調査を行っている。そのヒアリング件数は1,000件を超えており、そのヒアリング結果によれば、下限報酬額以上で就労している労働者は半分もないようだ。</p> <p><b>【問】</b>労働者から労働報酬下限額以上の支払いに疑義があるか否かについて、労働者側からの問い合わせは年に数回程度で、通報レベルまで至っていないのが現状であるとのことであるが、そもそも労働者が公契約条例を理解しきれていない状況もあるため、元請会社に確認していくというやり方では課題解決にならない。</p> <p>何故ここまで、足立区内の建設労働組合から切実な訴えがあるの</p>
	<p>9月9日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">午前</span>・午後 9時45分受付 質問時間 20分</p>

行政区分

質問の要旨

か。区長はこの問題についてどのような認識でいるのか。区長の見解を求める。

【問】昨年度の足立区労働報酬審議会においても、足立区が積算する工事予定価格と受注者側が労働従事者に支払える額とに乖離があり、妥当ではないという議論が交わされている。審議会では、受注者側から「予定価格が我々の請け負うべき金額とずれがある。」という厳しい発言が出ている。

また、この審議会の中で区としては、「工事契約については、物価スライドの計算方法もある程度は定められたものがあるが、委託やその他の契約については、国からは適切に対応するようという事だけで、具体的にはどうやるべきかということとは示されていない。」と見解を述べている。

区としてやるべきこととして、予定価格の見直しのほかに、業界の仕組みを変え（多重構造）、仕事の振り分けの仕方の見直し、さらには通報制度のあり方の再考をすぐにでもすべきと考える。区長の見解を求める。

## 2 公契約条例第10条の通報制度の機能を高める

足立区公契約条例第10条には、下限額を下回る場合、その事実を足立区総務部契約課に申し出ることができるとの通報制度があるが、その通報制度は、この11年間、工事部門において労働者側からの問い合わせが、年に数回程度で通報レベルまで至っていないのが現状であるとのことである。

足立区内の建設労働組合が現場労働者になぜ通報制度を利用しないのかを尋ねると、「そもそも公契約条例の中身を知らない」「通報したら会社から何を言われるかわからない」との回答であったとのこと。

また、二次下請会社の社長からは、「労働者に条例で決められた賃金を払いたいが、そもそも払えるほどの請負契約金額ではないし、そんな事言ったら、次の仕事がこないかもしれない。」との回答だったそう。第10条の通報制度は、機能を果たさない状況が続いていると組合から今年も痛切な訴えがある。

もし仮に今後の取引関係を考慮して、労働者や下請会社からの通報制度が機能していないのであれば、今以上に、行政がもっと主体的に関わることが条例の実効性を上げるポイントの1つではないか。実効性を高めるためにもこの課題を重く受け止め是正を求めていく。

## 行政区分

## 質問の要旨

【問】令和7年4月に公契約条例が改正され、区は、労働者の周知徹底を強化するために周知カードや区職員による状況確認、あだち広報、SNSの活用を表明した。しかし、11年間も続いてきたこのような状況に即時対応できるのか甚だ疑問である。

国レベルにおいては、法律の実効性を高めるために建設Gメンと言われる専門チームが設けられている。足立区においても、同様の専門チームを立ち上げ、公契約条例がきちんと施行されているか否かのチェック機能の強化が、喫緊の課題である。まずは、区として専門チームの立ち上げを求める。区の見解を伺う。

【問】現場の実態把握に努めるためにも、区職員が公契約現場に赴き、現場アンケートの実施や直接労働者からヒアリングをする等、積極的な実態の把握を区として行うことを強く要望する。ヒアリングを行うことで、従事者に対する条例の周知にもつながり、またさらには、条例の実効性を高めることにもつながる。区の見解を求める。

工事請負契約の公契約現場で、「条例の適用現場であること」「労働報酬下限額以上の賃金が支給されること」を記載した周知啓発ポスターの徹底について足立区内の建設労働組合が強力に働きかけた結果、ポスター掲示となった。さらには今年度、新規で周知カードの作成・配布となっている。

【問】引き続き、労働者が休憩する場所でのポスター掲示の徹底や新規で作成された周知カードの配布を行うよう強く要望する。また、その取り組み状況を常に区として把握していくよう強く要望する。区の見解を求める。

【問】周知カードでリンクされている区のWeb内容ではインパクトに欠けるとの声が労働組合から挙がっている。周知カードやリンク先のWeb内容に、目に飛び込み、調べようと思える仕掛けが必要である。デザイン、文言に注意をして作成の修正を求める。区の見解を伺う。

【問】さらに定期的に区の職員が、公契約現場の朝礼に出向き、工事主管課を含め、区職員が条例の制度周知を行っていくことを強く求める。区の見解を伺う。

行政区分	質問の要旨
2 都市建設行政	<p><b>【全ての人が安心して暮らせる、みんなにやさしいまちづくり】</b></p> <p>視覚障がいがあっても、車いすの方であっても、介助者を必要とせずにひとりで普通に歩きたいという人達を応援する社会として、「全ての人が安心して暮らしやすい足立区のまちづくり」を目指すために、『当事者の声を反映した街づくり』を、本年第1回足立区議会定例会で政策提案をした。</p> <p>まずはその受け皿としての公共インフラの整備の一環として、早速、8月に足立区役所本庁舎ロータリーのバス・タクシー乗降場から中央館総合案内及び北館案内付近までの経路にコード化点字ブロックを敷設して頂いた。</p> <p>点字ブロックは視覚障がい者が安全に歩くために必要な「物理的なバリアフリーインフラ」だが、残念ながら、それだけでは、視覚障がい者は自分の行きたい所へ行くことができない。何故なら、注意喚起ブロックの分岐部分で、前方や左右に何があるのか情報がないからである。そこで、従来の点字ブロックに、周辺の音声情報を聞く「情報バリアフリー」の機能を付加し、バリアフリーインフラとして完結させる必要がある。8月に設置した「コード化点字ブロックによる音声案内サービス」は、まさにこの情報バリアフリー機能を有する新しいデジタル技術を駆使したシステムである。これにより「介助者なしでも一人で普通に歩いてみる」ことができる。</p> <p>分岐点の既存の注意喚起点字ブロックに、コードを生成する簡易なマークを接着し、専用アプリをインストールしてスマートフォンのカメラでマークを読み取り、その現在地や周辺情報、方向方面情報等を、進行方向に応じて音声で案内を聞くことができる。例えば、「ここは、足立区役所バスロータリーと中央館方面へのT字路の分岐点です。前方は、中央館の出入口方面です。右は、5番北千住駅行きバス乗場、タクシー乗場方面です。左は、北館出入口、1番から4番のバス乗場方面です」と音声流れる。当事者からは、「自分がどこにいるかイメージできる」「一人で外出する勇気が湧いてくる」との声だ。</p> <p>このシステムは、金沢工業大学の松井くにお研究室と、東京のW&amp;Mシステムズ合同会社が共同開発したもので、開発チームは、目が不自由でも点字ブロックから情報を得られることで安心して歩ける社会</p>

## 行政区分

## 質問の要旨

の実現を目指している。また、多言語対応により、外国人や観光客の利用も目指している。コード化点字ブロックは、2019年に金沢市で初めて導入され、その後、東京や大阪を含む全国10都府県の駅、歩道、公的機関などに設置が進んでいる（2025年4月時点）。都内では、品川区、世田谷区、杉並区、府中市等の公共施設やその周辺歩道、バスターミナルで設置されている。

**【問】** 今回の提案のように、視覚障がい者が自分の行きたい所へ自由に行けない状況を改善していくことは、障がい者への差別解消や権利保障の観点からも極めて重要な取り組みである。

障がい者差別解消法が改正され、障がい者への合理的配慮が義務化される中で、いまだに健常者の当たり前がほとんどできていない視覚障がい者への真に効果的なバリアフリーへの取り組みが急務となる中、従来型のハードの環境整備中心のバリアフリー施策から脱却し、足立区が率先して、従来型の物理的バリアフリーインフラと情報バリアフリーインフラとを一体化した「視覚障がい者のトータルバリアフリーモデル」を構築することを強く要望する。区の見解を求める。

**【問】** 庁内関連部署との連携をさらに深めながら、ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインに配慮された誰も取り残さないまちづくりを強力に推進し、将来的には、足立区全域でコード化点字ブロック等による情報バリアフリーインフラを構築すべきである。音声情報案内技術による生活、観光、防災等の積極的に取り入れ、情報提供の可能性について実証実験を早急にすべきと考える。区の見解を求める。

**【問】** さらに、障がい者支援とその理解を促す学びの導入について、提案をする。日常生活の中で、街中で障がいのある方に対し、どのように支援をしていくことが出来るか、子ども達も知識を得ることが重要である。

子どもの頃から学校教育の中で、例えば、平日頃単独で外出する視覚障がい者の方々への手助けの仕方をどのように行うことが最善か、学ぶ授業を積極的に導入して頂きたいと思う。しかし、ただ受け身の授業ではなく、子ども達が気づきを得る事が出来る授業を展開する事が重要である。障がいのある方と共に気がついたことから考える授業を是非とも取り入れて頂きたいと強く要望する。区の見解を求める。

## 行政区分

## 質問の要旨

## 3 衛生行政

【問】大人に対しても、積極的な学びの講座を開設することを要望する。例えば、日頃、単独歩行している視覚障がいをお持ちで社会問題に気がついている当事者を招き、足立区内でセミナーや勉強会を開催し、具体的な方法論や気づきを深めるような取り組みを行うことを強く要望する。区の見解を求める。

## 【がん患者・がん体験者・家族支援の構築に向けて】

がん患者、がん体験者は治療が終わっても、後遺症や副作用を我慢して生活する人や再発の不安、死への考え方など精神的な苦痛にも一人で抱えている人は少なくない。今までのがん医療の考え方では、がんを治すということに関心が向けられていたが、その後、どのように生活をしていくのかという療養生活の質もがんを治すことと同じように大切である。

検診や治療と並んで大変なのは、がんを患ってから「いかに生きるか」「いかに支えていくか」である。医療のみならず日々の暮らしの中で、その後の人生を豊かに過ごし、がん患者、がん体験者、そしてそのご家族が必要と考える支援が必要である。

日本における緩和ケアの浸透は不十分であり、がん患者及びその家族への支援相談の充実が喫緊の課題である。

がん体験者からは、がん患者のための運動療法の学び、術後のセルフケア、治療の継続のための体力、早期社会復帰のためのリハビリとして自信を取り戻せるメンタルケアとして、色々なものが大切であると聞いている。

現在の医療システムでは、その後のケアまでのサポート、つまり、がんリハビリテーションを受けられない状況である。その辛い症状をいかに楽にするか、実は病院から離れてからが本当の闘いが始まる。

足立区は4月に江北地区に「すこやかプラザ あだち」を開設した。私が9年越しでご紹介している、働きながらがんを体験された当事者を呼ぶ「働くがん患者」の講演会を10月に開催することとなった。

【問】各種医療機関、企業、団体とも連携をし、がん患者・その家族が集い、語り合える場を設けて、新たな新規支援事業を早急に構築し、がん患者、がん体験者の皆様が尊厳を維持しながら「その人らしさ、自分らしさ」を大切にし、その家族が住みなれた地域で質の高い生活が送れるよう、手厚い支援施策を早急に構築して頂きたいと再度、強く要望する。具体的には、「働くがん患者」の講演会を皮切りに今後、

## 行政区分

## 質問の要旨

どのように進めていくのか、具体的な計画案を聞く。区の見解を伺う。

【問】食生活や生活習慣の見直しや健康づくり、体力づくりをするためにも、がん患者、がん体験者とその家族が住みなれた地域で可能な限り質の高い生活を送れるよう、足立区として、がん支援を行っている民間団体や社団法人、例えば地域のスポーツクラブと連携をして地域のモデルケースをつくって頂きたいと思う。運動で体力をつけ、その後の人生のQOLを向上させる支援プログラムも早急に構築し、実現をして頂きたいと強く要望をする。区の見解を求める。

## 4 福祉行政

## 【共同親権に伴う新たな制度の構築について】

令和6年5月において、民法を改正する法案が可決し、令和8年5月までに共同親権制度が施行されることとなった。子どもの権利を確保するとともに、親権の概念（子どもへの支配権から子どもを養育する責任へ変更）を改める条文となっている。そして、共同親権導入に伴い、「子どもたちが両方の親から愛情を受ける機会が創出されること」「両方の親が我が子の養育に関わること（共同親責任）」を強く望む声が挙がっている。

子育て中、離婚しても両親が子どもの養育をし合う家庭を何組も見てきた。離婚や別居をしても、両親ともに子どもの養育に携わっていた家庭の子どもたちの情緒は安定しており、自己肯定感の高い子どもたちに育っている。親が別居や離婚をしても、子どもを中心に考えれば、両親の愛がいつでも伝わり顔が見える存在として、子どもたちの成長には両親は必要不可欠な存在であると認識している。このことを踏まえ、政策提案をしていく。

【問】まずは、正面業務に携わる方々への理解促進を求める。共同親権について、区職員・委託弁護士（足立法曹会）・教育委員会職員向けの勉強会として、当事者の方々から生の声を聴く機会の開催を求める。区の見解を伺う。

【問】足立区全庁横断的に関係部署が連携強化する必要がある。関係部署を取りまとめ、定期的な会議体を設置することを求める。区の見解を伺う。

【問】共同親権にかかる親がたらいまわしにならないよう、相談窓口

## 行政区分

## 質問の要旨

の一元化を求める。また、既存のつなぐシートを活用することも強く要望する。区の見解を伺う。

**【問】** 子供向け相談体制の充実を求める。両親の不仲や離婚で苦しむ子どもたちへの双方の親のプレッシャー（片親疎外）の無い環境での心理的ケア体制の相談窓口の充実と更なる周知啓発を強く要望する。区の見解を求める。

**【問】** 明石市で行われているような、親子交流支援を求める。区の見解を伺う。

**【問】** 次に区民への法改正の正しい理解促進を求める。区役所本庁舎、他、区民事務所や保健所などにポスター、パンフレット等の掲示や配布など周知啓発を行うよう強く要望する。区の見解を伺う。

**【問】** 離婚前の共同養育計画策定や養育費取り決めは必須だが、お互いのパートナーの人格を尊重することは、子どもの人格の尊重にもつながる。片親疎外となって、子どもの自己肯定感が低下しないよう、父母相互の人格尊重や協力義務の重要性を周知することも大切である。

区民向けに「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法」を基準とした、共同親権を学ぶ離婚前親講座の実施を区民向けに行うことを強く要望する。区の見解を求める。

**【問】** 子どもは一般的には親の期待に応えるよう成長するが、両親が機能していない家庭においては、同居している親等の意見に影響を受けることになる。また、必ずしも適切な親等が監護するものとなっていない実態がある中で、不適切な養育がなされていないか、こども家庭相談課が、定期的に家庭訪問を行うなど実施し、別居している親と連携しながら別居している親が養育責任を果たせることができるよう、子どもの安心・安全を担っていく支援体制を区として新たに構築することも必要ではないかと思われる。このようなアウトリーチ支援を区が積極的に行うことを求めるが、区の見解を伺う。

**【問】** 国や東京都と連携強化をし、足立区主体による、東京都や各省庁への能動的な情報収集と関係強化、そしてこども家庭庁の方で用意されている支援事業に手を挙げ、先ほど申し上げた支援の構築を早急

行政区分

質問の要旨

5 子ども家庭  
行政

に行うことを強く要望する。区の見解を求める。

### 【医療的ケア児の学童対策について】

医療的ケア児については、令和3年9月18日から施行された、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとされた。

東京都の事業として、令和7年4月1日から「在宅レスパイト・就労等支援実施要項」を改正し、年間利用時間数を144時間から288時間に拡大され、足立区においても288時間に引き上げて頂いた。医療的ケア児の地域における成長と保護者の就労継続のためにも、このレスパイト事業の無償化等を含めた新たな支援制度の構築が必要である。

医療的ケア児の保護者と定期的に話を進めていく中で、医療的ケア児の学童クラブでの受け入れを望む声が寄せられるようになった。

調査をしたところ、すでに他自治体、杉並区、江戸川区、大田区においては、学童での受け入れができてきている状況である。江戸川区においては、足立区版放課後子ども教室にあたる『すくすく登録』の他、保護者が就労などにより放課後留守になる家庭に対する『学童クラブ登録』が共にできる体制となっていた。

【問】保護者が子育てと仕事を両立し、安心して働き続けることができるよう支援していくことが重要である。その為にも、小学校に就学する医療的ケア児の放課後問題や長期休業期間等における安全・安心な居場所を確保することが当区においても急務となっている。足立区においても、学童クラブで医療的ケア児の受け入れを開始するべきであり、その安全性の担保と医療的ケア児が安心して楽しく過ごすことができるよう、早急なる整備を求める。

一年前の足立区の見解では、足立区においては、常駐看護師がいないことや安全性や場所確保の問題を学童で医療的ケア児を預かれない理由として挙げられていた。しかし、公立小学校併設の学童であれば、他教室を含めたら場所確保は可能であり、安全性の問題で言えば、未就学児がたくさんいる保育園とさほど変わらない。先進的に行っている自治体を参考にし、まずは先進自治体の視察に行かれ、そこでのエビデンスを持って、医療的ケア児の学童体制を構築することを強く

行政区分

質問の要旨

要望する。

現在、保育園で足立区が委託している事業者をお願いをし、小学校に入学した際でも、引き続きの学童でのサポートをしていただける新支援制度の構築を強く要望する。区の見解を求める。

**【問】** 何度も申し上げるが、医療的ケア児の子育てをしながら、親が就労することを前提にした支援の構築を早急に行うことは喫緊の課題である。就労に関する支援の在り方を構築するためにも、医療的ケア児を育てている保護者を対象に電話によるヒアリングやネットでのアンケートなどを用いて、新たな支援事業につながる仕組みを早急に構築するよう強く要望する。区の見解を伺う。